

ジヤトコ株式会社行動計画（第3期）

当社に勤務する社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間
- 2 内容

1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 計画期間中に育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施
育児休業の取得状況を次の水準以上にする
男性社員；1名以上取得
女性社員；取得率を70%以上取得

<計画> 社内広報を活用し制度の周知・啓発を行い、上記目標1の水準の達成を図る。
また、労使による両立支援に検討委員会を通じて周知を図り、取得率向上を目指す。

目標2 計画期間中に小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施及び労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入

<計画> 育児に伴う時間短縮制度の充実や利用しやすい休暇制度の改定を行う。
2009年5月～ 労使による両立支援に関する検討委員会において具体的な措置・改定を検討していく。

目標3 両立支援の各制度の利用しやすい環境づくりの検討と実施

<計画> 社内イントラネット（e-SPACE 2）上の両立支援サイトの充実
2009年5月～ 労使による両立支援に関する検討委員会においても充実のための方策検討していく。

2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標4 計画期間中に所定外労働の削減のための措置の実施

<計画> 「勤務管理の手引き」（管理監督者向け勤務管理マニュアル）の整備と発行。
時間外労働時間の上限時間の削減（三六協定特別条項）

以上

ジャトコ株式会社行動計画（第2期）

当社に勤務する社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

- 1・計画期間 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間
- 2・内容

1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 計画期間中に子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

<現状> 配偶者出産休暇 3日

<計画> 目標4とあわせ利用しやすい休暇制度の改定を行う。

目標2 計画期間中に育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施 育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性社員；1名以上取得

女性社員；取得率を70%以上取得

<計画> 社内広報を活用し制度の周知・啓発を行い、目標水準の達成を図る。

目標3 計画期間中に小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施

<現状> 小学校就学前の子を養育する社員から申出があったときは、始業時刻から始業時刻後1時間までの時間及び終業時刻の30分前から終業時刻について、就業を免除する。

<計画> 育児に伴う短時間短縮制度の充実（対象年齢の引き上げ等）

目標4 計画期間中に労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入

<現状> 育児休業；妊産婦本人及び小学校就学前の子の通院又は療養 年間10日

<計画> 目標1とあわせ利用しやすい休暇制度の改定を行う。

目標5 計画期間中に育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<計画> 制度の周知；育児勤務をするにあたり利用可能な制度についての理解周知を図るため、イントラネット（e-SPACE2）にて制度の紹介を行う。

2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 6 計画期間中に所定外労働の削減のための措置の実施

<計画> 勤務管理の手引きの整備と発行

目標 7 計画期間中に年次有給休暇の取得のための措置の実施

<現状> 2005 年度 13.9 日、2006 年度 14.6 日

<計画> リフレッシュ休暇、記念日休暇の促進と、部署ごとに年休取得奨励日を設定し、年次有給休暇の一人あたり平均取得日数を 15 日以上にする。

3) 上記 1) 以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標 8 計画期間中に子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

<計画> 社員の子どもを対象とした工場見学の実施